

令和2年5月28日

新型コロナウイルスに係る政府緊急事態宣言解除への対応方針等

社会福祉法人蕨市社会福祉協議会
会長 高橋 良知

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が4月7日（火）に発出されてから7週間が過ぎ、先般5月25日（月）に埼玉県を含む1都3県が緊急事態宣言の対象区域から解除されたところです。また、5月26日（火）には蕨市新型コロナウイルス感染症対策本部から「新型コロナウイルスに係る政府緊急事態宣言解除に当たっての今後の住民生活に関する要請及び市の対応等について」の基本方針が発表されました。

いまだに感染状況が続く中、蕨市社会福祉協議会といたしましては5月31日（日）までの対応につきましては変わりありませんが、6月1日（月）から新たに「新しい生活様式の実践」を踏まえ下記のとおり引き続き新型コロナウイルス感染防止に対応していきます。

- 1 社会福祉協議会主催の事業等への取り組み及び蕨市総合社会福祉センター並びに老人福祉センター松原会館の利用につきましては感染防止対策の観点から参加者のマスクの着用・衛生管理の徹底や参加人員の制限を設け安全を確保し実施します。

各支部及び福祉団体等に対しましては、社会福祉協議会本部の対応に準じて、事業等の開催をお願いいたします。

2 【蕨市社会福祉協議会の一部事業所職員の在宅勤務の実施】

新型コロナウイルス感染防止のため、一部事業所職員の在宅勤務を引き続き6月12日（金）まで実施します。

なお業務につきましては通常通り実施いたします。

利用者関係者の皆様にはご迷惑をお掛けしますが引き続きのご理解をお願いいたします。

お問合せ先 蕨市社会福祉協議会（電話 048-432-6760）